

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、消費者の商品選択に資する農林物資の規格に関する制度の充実及び公益法人に係る改革を推進する必要性から、農林物資の規格に関する制度を見直そうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、流通の方法を基準とする日本農林規格(JAS)の導入  
流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、流通の方法を基準とするJASを制定できることとする。

二、登録認定機関制度の改善

1 製造業者等がJASに基づく格付を行うことを認める登録認定機関を、国の代行機関としての位置付けから公正・中立な民間の第三者機関として位置付けることとする。

2 登録認定機関の登録については、行政の裁量の余地がないよう、国際標準化機構等が定める基準を登

録基準とすることとする。

3 登録認定機関に対する国の関与を事後監視型へと移行するため、登録認定機関に関する業務規程及び手数料の認可制を届出制に変更するとともに、登録後の農林水産大臣による登録基準への適合命令及び業務改善命令に関する規定を創設することとする。

4 登録外国認定機関の登録については、その属する外国がJAS制度と同等の制度を有することとしている要件を廃止することとする。

5 都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター及び登録格付機関による格付を廃止し、登録認定機関の認定を受けた製造業者等による格付に一元化することとする。

三、格付を行う製造業者等の範囲の拡大

農林物資の製造業者及び加工業者に加えて、品質管理体制を的確に把握し、適正な格付を行う能力を有する輸入業者又は販売業者についても、登録認定機関の認定を受け格付を行うことができることとする。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十八年三月一日から施行することとする。